

第7回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和6年3月11日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員です。会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

次に、内記町長より提出されております説明員は着席のとおりですので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は予算審査2日目ではありますが、初日の審査では委員から要望とも受け取られる発言が散見されました。これについては、審査途中でも委員各位に指摘をしたところであり、要望で質疑を終えると執行機関が答弁できず、質疑の公平性も担保できないことから、質疑の際には問いかけで終わることを念頭にして質疑をお願いしたいと思います。委員各位におかれましては、質疑に徹底していただくよう改めてお願いしておきます。

また、その場で思いついたような質疑もあり、事前に調べることが可能だったのではないか、いわゆるただ単に事業の内容を問うもの、計数のみを問うような質疑もありましたので、このようなことは慎むように併せて指摘しておきます。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費です。

健康福祉課の審査では、一般会計のほかに特別会計も併せて審査します。特別会計では、国

民健康保険税、介護保険料関連があり、税務課職員も同席しますので、申し添えます。

健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課の予算審査特別委員会、どうぞよろしく願いいたします。

予算審査特別委員会に出席しております健康福祉課の職員を紹介いたします。保健師長の中野真理です。国民健康保険担当、課長代理の深澤早苗です。地域福祉担当、課長代理の吉田祐康です。高齢者福祉担当、主査の藤田美知樹です。介護保険担当、主査の高橋高行です。新型コロナワクチン接種担当、主査の佐藤圭司です。最後に、私は健康福祉課長兼地域包括支援センター所長の新田由香里です。どうぞよろしく願いいたします。

すみませんが、ここからは着座で説明いたします。健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計になります。一般会計では、2款総務費、3款民生費、4款衛生費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計を合わせた繰出金6億3,416万8,000円を含め、合計で13億4,348万9,000円と、前年度に比較し670万7,000円の減となっております。ほかに特別会計として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3特別会計の合計20億8,718万1,000円を合わせて34億3,067万円の予算規模となっております。

初めに、一般会計の予算の概要について、抜粋した予算書に基づき、歳出を中心に令和6年

度から新たに取り組む事業、前年度予算から変更した事業など、主なものを説明させていただきます。

抜粋した予算書6ページ上段を御覧ください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費は9,000円です。福祉対策基金、医師養成対策基金の利息として積み立てるものです。

3款民生費の総額は、前年度比6万6,000円減の9億1,520万7,000円です。下段、3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、社会福祉総務事務費、7ページ上段、12節委託料、低所得者支援臨時特別給付金システム改修業務委託料14万2,000円は、国の経済対策に伴う事業として、令和5年度住民税所得割課税世帯のうち、令和6年度の住民税が非課税及び均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円給付する事業が創設されることに伴い、対象者世帯を抽出するためにシステムを改修する業務委託経費になります。給付金や振込手数料等の経費は、6月の補正予算で対応させていただき予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

8ページ上段を御覧ください。3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、国民健康保険事業、27節、国民健康保険特別会計への繰出金は、前年度比234万4,000円減の5,052万7,000円、介護保険事業、27節、介護保険特別会計への繰出金は、前年度比165万2,000円増の2億4,070万1,000円になります。

中段になります。2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業4,214万1,000円は、令和3年度からの制度改正に伴い、令和6年度は医科は69歳以上、歯科は70歳以上の方を対象に医療費の一部を給付する事業に係る経費になります。

9ページ下段を御覧ください。地域おこし協力隊招聘事業467万2,000円は、介護職員の人材確保を目的に町内の介護施設に勤務し、3年後に国家資格である介護福祉士の資格取得を目指す地域おこし協力隊を雇用する経費になります。

10ページ上段を御覧ください。後期高齢者医

療制度事業、27節、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、前年度比160万5,000円増の3,870万8,000円になります。

11ページ下段を御覧ください。3目障害者福祉費、軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業、19節扶助費33万4,000円、13ページ下段、2項1目、児童福祉費、児童福祉総務費、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業、19節扶助費7万4,000円は、聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度レベルの難聴者及び難聴児が補聴器を購入する費用の一部を助成し、コミュニケーションの支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する事業の経費になります。

15ページを御覧ください。4款衛生費の総額は、前年度比664万1,000円減の4億2,827万3,000円です。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、17ページ、母子保健事業費、中段の19節扶助費、妊産婦アクセス支援助成事業104万4,000円は、令和5年12月の議会において補正予算に計上した新規事業であり、妊産婦が地域において安心して妊娠及び出産ができる環境の充実を図るため、妊婦健診、産婦健診、診療、または分娩のため町外の医療機関へ通院、または入院する際に要する交通費相当分の経費を助成する事業の経費になります。

18ページ中段を御覧ください。不妊治療費助成事業100万円は、一般不妊治療及び特定不妊治療、また特定不妊治療に付随して行われる男性不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成する事業の経費になります。

がん患者医療用補正具購入費補助事業16万円は、がん治療に伴い医療用ウィッグを必要とするがん患者の社会参加を促進し、療養生活を支援するため、医療用ウィッグの購入経費の一部を補助する事業の経費になります。

19ページ中段を御覧ください。さわうち病院事業、27節、病院事業会計への繰出金は、前年

度比870万2,000円増の3億423万2,000円になります。

2目予防費、下段、予防接種事業、20ページ上段、12節委託料、個別予防接種業務委託料1,267万4,000円、19節扶助費、個別予防接種費用助成費47万8,000円は、これまで実施している子供への定期予防接種の業務委託に加え、65歳以上の方々を対象に実施しているインフルエンザワクチン接種及び令和6年度から新たに予防接種法上B類疾病の定期接種となる新型コロナウイルスワクチン接種の費用の一部を助成し、高齢者の感染症の発症、重症化及び感染拡大を予防することを目的に実施する事業の経費になります。

下段、予防接種費用助成事業、19節扶助費、インフルエンザワクチン接種助成費42万7,000円は、子供のインフルエンザワクチン接種の助成を小学6年生まで対象としていたものを高校3年生まで拡大するとともに、助成内容を一部見直し、感染拡大の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施する事業の経費になります。

下段、6目健康づくり推進費、21ページ下段、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業16万8,000円は、75歳以上の後期高齢者に対してサロン活動の場を活用し、生活習慣病予防と口腔機能の低下の予防やフレイル予防に関する健康教育など、健康づくり事業と介護予防事業を一体的に取り組む事業の経費になります。

次に、主要な事業の目的及び概要、事業費の内訳につきましては予算説明書に記載しております。予算説明書を御覧ください。

それでは、健康福祉課の一般会計の事業については、23ページから3款の民生費となっております。新規事業につきましては、29ページ下段に地域おこし協力隊招聘事業、35ページ上段に軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業、40ページ上段に軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業を記載しております。

また、43ページから4款の衛生費を記載しております。43ページ下段に母子保健事業、妊産婦アクセス支援助成事業、45ページ下段に不妊治療費助成事業、46ページ上段にがん患者医療用補正具購入費補助事業、48ページ下段に予防接種事業、49ページ下段に予防接種費用助成事業、51ページ下段に高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を記載しております。

一般会計の予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごと質疑を進めます。歳出は6ページからになります。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 7ページ。

真嶋実君。

2番 7ページの中にあるNPO法人人材バンクにしわが補助事業について伺います。

この事業、過去を見ますと令和3年で400万円、令和4年で300万円、令和5年で250万円、そして今回令和6年の予算については150万円と、年度ごとにほぼ直線的に減額となっているようです。まず、この事業目的、それからこの概要、事業概要は特に変更がないように思われますけれども、それに対する減額の理由というところをお聞かせください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、予算書の7ページ、NPO法人人材バンクにしわがの補助事業についてお答えいたします。

こちらについての当該事業に関しましては、働く意欲がある高齢者がその能力や経験を生かして、生涯現役で活躍を続けられる社会環境の受皿として、また障害者や引き籠もりがちな若者の在宅者に対して就労のきっかけづくりとし

て、地域の実情に応じた社会参加、就労の場を提供する事業を考えられるということで、これまで補助金を交付しているところになります。

NPO法人の人材バンクの補助につきましては、これまで令和3年度から補助のほうを実施しておりまして、それ以前につきましてはシルバー人材センターのほうに運営費の一部として補助しているもので、それから継続してNPO法人人材バンクが設立してから、人件費相当分ということで運営費の一部のほうを補助しているところになります。

そして、当初人材バンクを設立してということで、NPO法人ということもありますので、年々減額をする方針ということで、安定的な経営が図れるまでということで、補助については年度ごとに減額をする方針で人材バンクさんともお話をしながら進めてきたところになります。

予算を計上する際につきましては、それぞれ決算状況であったり、予算状況等を見ながら担当と、それから人材バンクにしわがのほうの方々と協議をしながら進めてきて、今年度は150万円の予算を計上しているところになります。

委員長 真嶋実君。

2番 まず1点は、NPO法人であるとなぜ減額なり、最終的には補助対象から外していこうという考えなのかというところがちょっとまだ理解できないので、そこを説明いただきたいということと、この人材バンクについては、今目的として働く対象として高齢者等々ということもありましたけれども、逆に仕事の中身からいうと町自体がもともと運営管理していた内容等のアウトソーシングのような側面もあるのではないかなと思います。それによって、町の事業の管理費等々を削減しながら、外部に委託という側面も持っているのではないかなと思います。目的の繰り返しになりますけれども、高齢者だけではなく、障害者ほか、そして福祉的雇用の創出というものは非常に公益的に重要なのではないかなと思います。一定の経常的な助成とい

うのは、今後とも必要ではないかなと思います。組織の経費を助成削るということは、結果としては働く人の賃金からその組織運営の分を引いて支払わなければならない結果になっていくと思いますけれども、そういうバランス等々考慮されているのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 NPO法人に対する補助金につきましては、西和賀町に補助金の交付基準等ありまして、基本的に新規事業であったりというときは、おおむね3年以内を目安に終期を設定するという考えられております。

ただ、今回人材バンクにつきましては、新たに立ち上げた事業所ということもありましたので、安定的な経営ができるまでということでのお話で進めているところでありまして、ほかのNPO法人の団体がありますので、そちらとの公平性というところも観点にあるところになります。

そして、公的などでの公益性というところなのですけれども、実際西和賀町のほうからの委託ということで人材バンクさんのほうに宿直さんの業務をお願いしていたり、掃除業務ということでお願いをしておりますが、そちらについての単価につきましては、やはり毎年それぞれの見直しという、金額の見直しについてもその業務に応じて見直しもされているところもありますし、私たちが補助金を減額するため、利用者さんが高額になったりだとか、それからあと働く方々への賃金が安くなるということがないように、そちらについてもお互いに協議をしながら進めているところになっております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、ページ移行します。8ページ。

(なしの声)

委員長 9ページ。

刈田敏君。

1 1 番 地域おこし協力隊招聘事業で、説明資料の29ページで、確かに今協力隊必要なことは分かるのですが、この要綱からして協力という意味が違ってくるのではないかと思うのですけれども、その辺は協力隊に対するこういう施策でいいのか、その辺ちょっと確認しておきたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 地域おこし協力隊招聘事業についてお答えいたします。

今回介護分野でということで、地域おこし協力隊の募集の経緯も含めながらお答えしたいと思います。今回介護福祉士ということで、資格取得を目指したような形での協力隊の募集としております。これにつきましては、現在西和賀町での介護人材が不足しているということは多分委員さんたちもご承知のことと思いますけれども、そちらの事業所の方々とお話しを進めながら、資格職のある方を採用していくということもまず1つ必要だなということと、それから介護人材をどのような形でか獲得していきたいということで、町で何か支援をできる方策はないかというところでお互いに話し合っ、このような施策を考えたところになります。

実際のところ町への協力というよりは、役場への協力というよりは、本当に町全体の福祉に対する協力隊ということで募集を図っていきたいということで考えているところになります。

3年間施設のほうで勤務をしていただきまして、それぞれ必要な研修をその施設の中で受けていただきまして、3年後には国家資格を取っていただくというような流れで、その後はまたその施設のほうで勤務をしていただければということ考えているところになります。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 内容的にはすごく理解しているのですが、例えばそれが町のほうでそういう意味も踏まえた中で協力隊ということの要請というのは、それでよしというのであればいいですけ

れども、いろんな場面にこれ出てくると、協力隊の意味というのがまたちょっとずれていくのではないか、その心配なのです。町のほうで今回の、要するに最初から目指しているものがあるって、そこにこういう形で資格を取れるというような、要は協力隊というものとちょっと違う意味合いがあるのではないかということで今確認していますけれども、もう一度その辺、これからはそういうことがあり得るということでもよろしいでしょうか。

委員長 内記町長。

町長 ただいまの町全体のことに関わる協力隊の姿勢ということでのお尋ねかと思っておりますので、私から考えを述べさせていただきたいと思っております。

今ご承知のように、あらゆる分野、業種で人手、担い手不足ということが言われている状況であると認識しております。そういう点で、町としましてはいろんな手法を通じながら、その辺の手当てをしていかなければいけないという基本的な姿勢でございます。

そうした中で、国のこの協力隊制度というのを幅広く捉えている面がございますし、またそれに合致して、最終的には町の地域づくりに貢献するのだというような意識を持たれている方にはこういうような機会をつくって、ご協力を願うというような取組も必要であろうというような姿勢で臨んでおりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 政策的に別のこともあると思うのですが、この協力隊の招聘事業というのがそれに合致するというので、そういう認識でよろしいですか。

委員長 内記町長。

町長 そういう考えで臨んでおります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、ページ移行します。10ページ。
(なしの声)

委員長 11ページ。

真嶋実君。

2番 障害者配食サービス事業でございますけれども、説明書33ページで継続事業となっておりますが、一方で前年度の予算がゼロということのようですけれども、この継続というのはこれまでどのように続けられてきた事業なのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 11ページの障害者配食サービス事業につきましてお答えいたします。

配食サービス事業につきましては、配食サービス事業実施要綱によりまして、在宅の独り暮らしの高齢者等ということで、高齢者や障害者の方々でこれまで調理の困難な方に対して定期的な配食サービスを提供しております。これまでにつきましては、この要綱設置当時から障害者の方々で配食サービスを希望する方がいらっしやったときは、この事業のほうの経費を計上して支出をしていたということで、ここ数年利用者がいなかったことから、予算の確保をしていなかったところになります。令和5年度からまた新たに希望される方がおりましたので、5年度の途中から補正予算で計上させていただいておりますし、今年度からは当初から予算のほうを計上しているところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、今年度新しい事業ということで軽度・中等度難聴者の補聴器の購入助成金について、導入の経緯とこの詳しい中身についてお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業と、それからあと難聴児のほうの補聴器の購入助成事業について、併せてお答えいたしたいと思います。

町のほうでは、これまで身体障害者手帳の取

得の支援として、身体障害者手帳を交付されている方々には補聴器の給付事業のほうを行っております。身体障害者手帳の取得に至らない軽度、中等度の難聴者を対象とした費用の助成については、特に実施していないところでした。町民や、それから団体などから寄せられた要望や、それから岩手県で実施をしております難聴児の補聴器の購入助成事業を活用して実施している他市町村の助成事業の状況を踏まえまして、令和3年5月に実施した自立支援協議会において委員の皆様からご意見をいただきまして、本事業の創設に向けた検討を進めてきたところになります。

岩手県で実施しております難聴児補聴器購入助成事業を活用しまして、18歳以下の難聴児に対してはこの助成事業をまず活用して、同じような要綱を県の要綱に準じて制定をしますし、18歳以上につきましては町の単独事業で立ち上げをして、子供から成人まで切れ目なく支援をできるようにしたところになります。

対象要件につきましては、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方ということと、それから耳鼻咽喉科の治療によって治療の改善が見込めない方、そして身体障害者手帳の意見を書くことができる専門医の方から意見書を頂いて、そして認定補聴器の技能者がいる補聴器の業者のほうで購入をしていただくということがまず今必須の条件として考えているところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 それでは、補助割合としては今までの補助している方と違いがあるのか、その点についてお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 身体障害者手帳の交付につきましては、所得に応じて9割であったり、10割であったりということで助成をしておりますが、県のほうで実施しております難聴児につきましては、3分の2を町が助成した場合、3分の1を県が助成するという制度になっておりますので、

県のほうの補助事業に合わせまして、子供については3分の2の助成を、そして18歳以上は町単独事業ということになりますので、3分の1のみの助成を考えているところになります。

委員長 刈田敏君。

11番 私もその補聴器の部分なのですが、この補聴器、値段的にはかなり幅があると思うことと、あといずれ対象は両耳で30デシベルを聞けるか聞けないかということだったと思えますけれども、それに対する予算額、この辺りはどういう試算をしたのかお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 具体的な補聴器につきましては、国のほうで示されておりますそれぞれの上限というものが、その機械に応じて上限がありますので、そちらの基準額を上限として考えているところになります。

難聴児のお子さんにつきましては、まずポケットに入れるタイプだったり、耳にかけるタイプ、そしてオーダーメイドの耳の中に入れるタイプということで、まず県のほうでもその基準のほうを決められておりますので、そちらの補聴器を給付対象としております。

そして、難聴者のほう、大人につきましては、ポケットタイプと耳かけタイプのところを今検討しているところになります。

その上限のそれぞれ3分の1、それから3分の2ということで考えておまして、難聴者につきましてはまず20人程度をとということで人数を置いております。そして、お子さんにつきましては、2人ほどを予算のほうで計上しているところになります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、ページ移行します。12ページ。

(なしの声)

委員長 13ページ。

(なしの声)

委員長 14ページ、ございませんか。

(なしの声)

委員長 15ページ。

(なしの声)

委員長 16ページ。

(なしの声)

委員長 17ページ。

(なしの声)

委員長 18ページ。

(なしの声)

委員長 19ページ。

高橋宏君。

8番 予防接種事業、19ページから20ページに関わっていくと思うのですが、新型コロナワクチンが国の補助がなくなって、その分の補助ということなのですが、新型コロナワクチン、かなり補助がないと高額というふうに言われております。町のほうでは、どの程度補助していくという考えの予算なのかお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、新型コロナワクチン接種の費用の助成額についてお答えいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、国のほうで7,000円程度ワクチンの接種費用を計算されているところになります。そちらにつきまして3分の1程度ということで、対象者1人当たりの助成額を2,300円ということで今予算のほうを計上しているところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 ワクチン接種は、個人の判断になると思うのですが、今まで新型コロナにかかったといいますか、そういうのを見ますと、やはり高齢者が重症化したり、一度治ってもなかなか体調が回復しないというような話をよく聞きます。そういう中で、今7,000円を国のほうではということで、3分の1補助ということだったので、これからなるかもしれないのですが、高齢者の方々がこの負担額3分の1ということで本当に接種してくれる

のか、二の足を踏まないのかということが考えられるのですけれども、その辺の基準に対して、この3分の1という基準を設けるに当たってその辺の検討をされたのか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 接種費用の3分の1の検討状況につきましては、これまで肺炎球菌ワクチンということで、それぞれ65歳、70歳ということで5歳刻みで助成のほうをしておりますけれども、そちらがまず現在3分の1ということで、3,000円を上限に助成をしている状況になります。そちらのほうの3分の1というところの基準、それからあと新型コロナワクチンだけではなく、高齢者のインフルエンザについても新たに助成をしていきたいというところで、併せて感染症の助成事業を検討したところになります。

そして、高齢者のインフルエンザワクチンは、今町内で3,000円程度の接種費用かかっているところなのですけれども、他市町村の接種費用の状況であったり、それから実際のワクチンの費用であったり、その接種の金額を考えていくと、やはり3,000円では収まらず、これまで多分町内の医療機関の先生方にはご協力いただいていたところもあるのかなとちょっと思っているところもありますけれども、全体的にほかの医療機関で接種した場合の経費を考えて、そちらも3分の1程度ということで、高齢者のほうのインフルエンザも1,500円程度の助成を考えたときに、合わせて3分の1程度ということで、感染症の部分に関しまして新たに事業を立ち上げてということで、3分の1というところで検討した結果になります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、ページ移行します。20ページ。

(なしの声)

委員長 21ページ。

(なしの声)

委員長 22ページ。

刈田敏君。

11番 22ページ、健幸ポイントの達成に関して詳細についてお伺いするのですけれども、予算説明書の52ページ、成果指標というのがありますけれども、これ昨年と同様の指標を載せているわけで、やっぱり具体的な数字というのは欲しいかと思えますけれども、取りあえず。要するに健幸ポイント事業達成者数というところでお聞きいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康づくり事業にあります健幸ポイントの達成の記念品というところで、その成果指標の健幸ポイント事業達成者の数ということなのですけれども、こちらに記載するのは最終年度の目標数値を記載することというルールがありまして、総合計画には令和7年度末ということでの累計の360人というのが達成ということになります。

今年度の達成状況、今手元に資料ないのですけれども、もう一つ、すみません。4款1項6目の健康づくりの事業の達成と、それから国民健康保険の特別会計のほうにも健幸ポイントの達成の記念品ということで、そちらのほうから、国民健康保険の会計からも、両方それぞれ達成で記念品をお贈りしております。そして、令和4年度につきましては、達成者が一般会計で8人、そして国民健康保険で27人ということで、35人達成しているところになります。これまで3年度は52人、令和2年度は30人ということで、その年度によって、町のほうのコロナの状況もあって、なかなかその事業ができなかったということもありますけれども、まず30人から50人程度で達成が推移しているというような状況になっております。

委員長 刈田敏君。

11番 ということは、この事業というのは毎年効果が出ているということでよろしいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健幸ポイントのほうにつきまして

は、それぞれ各種検診の際であったり、それからあと健幸大学の際に皆さん健幸ポイントのほうを持ってきてくださいますし、判こをつけて、そして達成に向けて、それぞれ自分一人の目標を記載して、それに向けて健康づくりをさせていただいているようなところになっておりますので、効果があると思っています。

そして、今年度新たに健幸大学に参加していただいたり、それから検診で初めて健幸ポイントを持っていただくという方も何人か私もお話し伺ってましたので、年数はたっていますけれども、それぞれ増えてきているなという実感はあるところです。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 22ページ。

(なしの声)

委員長 最後の23ページになりますが、ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問ありませんか、予算説明書も含めて。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議なしと認めます。

ここで健康福祉課審査の途中ですが、休憩をします。

午前10時18分 休 憩

午前10時30分 再 開

委員長 休憩を解き、健康福祉課の審査を進めます。

続いて、議案第28号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長より予算の概要説明を求め

ます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計予算の概要について、予算書に基づき説明させていただきます。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では第2期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。

また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

予算書1ページを御覧ください。令和6年度の国民健康保険特別会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比8,050万6,000円減の5億6,995万5,000円となっております。

10ページを御覧ください。歳出の主なものは、1款1項、総務費、総務管理費は、前年度比109万3,000円の増となっております。人件費及び委託料の増額が主なものとなっております。

11ページ、2項徴税費は、前年度比102万8,000円の増も人件費の増額が主なものになります。

2款保険給付費は、1項療養諸費から13ページ、6項傷病手当金まで合わせて前年度比3,967万円の減となっております。歳入の保険給付費等普通交付金に合わせ、療養諸費を減額し、高額療養費を増額して計上しております。

13ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、1項医療給付分から3項介護納付金分まで合わせて前年度比341万2,000円の減となっております。県から示された納付金を県へ納付するもので、国税や繰入金を充てております。

14ページ、5款保健事業費は、1項特定健康診査等事業費、2項保健事業費を合わせて前年度比9万9,000円の増となっております。国民健康保険被保険者を対象として実施する特定健

康診査や特定保健指導の業務委託料、ドック受診者への補助金を計上しております。

15ページを御覧ください。8款2項、諸支出金、繰出金は、前年度比3,965万9,000円の減となっております。病院事業会計へ保健事業経費分を繰り出しするものです。

次に、歳入になります。7ページを御覧ください。1款国民健康保険税は、前年度比517万9,000円増の7,049万8,000円を見込んでおります。

3款1項1目1節、県支出金、普通交付金は、県の試算により保険給付費を見込んで、前年度より4,017万円減の4億783万6,000円を計上し、繰り出しの保険給付費のほぼ同額が交付されます。2節特別交付金は、前年度比4,139万8,000円減の1,285万5,000円を計上し、市町村が行う国民健康保険事業の運営に要する経費などに対して交付されるものです。

8ページを御覧ください。5款2項1目、繰入金、基金繰入金は、前年度比176万4,000円減の2,814万円を計上し、歳出で説明いたしました3款国民健康保険事業費納付金の財源として国民健康保険税の減額に伴う補填分及び5款保健事業費の財源の一部を国民健康保険事業財政調整基金から充当するため計上するものです。

国民健康保険特別会計予算の説明は以上のおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。歳入は7ページから9ページまで、それから歳出については10ページから15ページまでであります。一括で質疑を許します。質問ありませんか。

普本歌織君。

3番 子供の均等割の対象人数と金額の総額…

委員長 ページ数。

3番 ごめんなさい。歳入になるのですか。子供の均等割のページ、ページがちょっと分からなくてすみません。どこを見たらいいか、もし分かったら教えてください。子供の均等割の対象人数と金額の総額、もし分かればお知らせください。以前から議会でも取り上げられて、子供の均等割は免除すべきという声が市民からもあると思うのですが、その辺りの認識を伺います。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 大変申し訳ございません。手持ち資料ちょっと今なくて、総括質疑の際にお答えしたいと思います。

委員長 普本歌織君。

3番 今のは数字のことでいいですか。免除すべきという声に対してのご認識のところはいかがですか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 その部分も踏まえまして、前回、3月議会、6月議会、ちょっと忘れましたが、お答えしていることをまたあさっての総括質疑でお答えしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

議案第28号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第29号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について審査に進みます。健康福祉課長より予算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。令和6年度の後期

高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比285万円増の1億17万1,000円となっております。後期高齢者医療特別会計については、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として、保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知の発送等を行っているものです。

6ページを御覧ください。歳入の1款後期高齢者医療保険料6,131万円、2款使用料及び手数料1,000円及び3款1項1目1節の保険基盤安定繰入金3,460万7,000円を合わせた9,591万8,000円を、7ページ、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金として岩手県後期高齢者医療広域連合へ納付します。

歳出の1款1項、総務費、総務管理費80万2,000円、2項徴収費329万9,000円を合わせて490万1,000円の事務経費分は、6ページ、歳入の3款1項1目2節事務費繰入金財源になるものです。

後期高齢者医療特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第29号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、審査を続けます。議案第30号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査に進みます。健康福祉課長より予算の概

要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、介護保険特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計は、第9期介護保険事業計画の初年度となり、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とし、第1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とし、当初予算を組んでおります。

1ページを御覧ください。令和6年度の介護保険特別会計予算は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ前年度比737万4,000円減の14億604万3,000円、介護サービス事業勘定においては歳入歳出それぞれ前年度比203万円減の1,101万2,000円となっております。

保険事業勘定の歳出の主なものについて説明いたします。11ページを御覧ください。1款総務費は、1項総務管理費から12ページ、3項介護認定審査会費まで合わせて前年度比50万4,000円の減となっております。

11ページに戻りまして、1目13節、一般管理費、使用料及び賃借料、介護事業所台帳管理システムプロダクト利用料33万円は、介護保険事業所の情報を管理するシステムを新たに令和5年度中に導入したことに伴い、利用料を計上するものです。

12ページ、2款保険給付費は、1項介護サービス費等諸費から15ページ、6項特定入所者介護サービス等諸費まで合わせて前年度比1,260万円減となっております。前年度の給付実績を勘案して、12ページの1項1目居宅介護サービス給付費、同じく12ページの3目地域密着型介護サービス給付費、9目居宅介護サービス計画給付費を減額し、5目施設介護サービス給付費等を増額して計上しています。

16ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、1項介護予防・日常生活支援総合事業費から19ページ、3項包括的支援事業費まで合わせて前年度比236万9,000円の増となっております。

す。16ページに戻り、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の減額は、前年度の給付実績を勘案して減額し、17ページの2項1目包括的支援事業費の増額は人件費の増額によるものです。

また、18ページの3項3目認知症総合支援事業費の増額は、新たに会計年度任用職員として認知症地域支援推進員を任用する経費として、報酬、共済費等を計上しております。

19ページを御覧ください。5款基金積立金848万8,000円は、歳入、第1号被保険者保険料から歳出、保険給付費等を差し引いた余剰金を積み立て、今後の給付等の変動に備えるものです。

次に、歳入になります。8ページを御覧ください。1款の介護保険料は、前年度比52万3,000円増の2億2,246万9,000円を見込んでおります。

次に、介護サービス事業勘定になります。32ページを御覧ください。サービス事業勘定の歳出の主なものは、1款総務費の職員人件費及び事務費、2款事業費の要支援1、要支援2の方の介護予防サービス計画の作成業務等に係る居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント業務委託料を計上しております。

介護保険特別会計予算の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君、ページお願いします。

8番 私からは2点です。16ページの介護予防ケアマネジメント業務委託料が63万8,000円の減額になっている内容、あとは18ページ、錦秋湖大滝ライトアップ演出調整業務委託料1万円なのですが、事業そのものは観光商工課だと思っておりますけれども、こちらからの歳出がある内容についてお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、予算書16ページにありますが介護予防ケアマネジメント事業費の減額についてお答えいたします。

介護予防のこちらの介護保険のほうの事業につきましても、要支援1、それから要支援2の介護予防の方々の福祉用具や、それから住宅改修等を希望される方々の認定者数が、利用される方の人数自体が減っているというところで、その分の委託料が減っているというような状況になっております。

そして、もう一つ、予算書18ページの錦秋湖大滝ライトアップ演出調整業務委託料1万円につきましても、世界のアルツハイマー月間ということで、9月に認知症の関心の推進するための月間が示されておりまして、今回9月に錦秋湖大滝のライトアップをオレンジ色にしたいということで、演出をしたいということで、そして認知症の施策について町民の皆様や、こういうことを実施しているということで、認知症の施策について皆さんに周知を図りたいということで事業を実施するものになります。

委員長 高橋宏君。

8番 介護の減額については理解しました。

では、この大滝のライトアップについては、アルツハイマー月間ということなのですが、現在想定している中で、例えばその月間、1か月間はずっとオレンジ色一色になるというようなことの想定なのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 一応9月に実施を考えております。そして、その期間につきましても、観光商工課と今後協議をして決めていきたいと思っております。その際には、まず広報等でその期間等も周知を図っていきたくと考えております。

委員長 真嶋実君。

2番 17ページです。3款2項2目12節で配食サービス業務委託料についてですが、令和5年度の予算では403万7,000円という予算が

計上されておりましたけれども、今回288万円に減額された理由をお聞かせください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算書の17ページにあります配食サービス業務委託料の減額についてお答えいたします。

今年度につきましては、当初予算では6,420食分のほうの金額を計上させていただいております。現在の利用状況、それから今後の見込まれるところを踏まえまして予算計上しているところになります。また、昨年5月から土日の配食の分が減っておりますので、そちらの分の配食の数を減らしてということになりますので、減額して予算を計上しているところになります。

委員長 真嶋実君。

2番 そのとおりで、土日について昨年受託の事業者さんのほうに対応しかねるというような経過の中で、実績、先日の補正予算でも減額になった経過があったと思いますが、新年度に向けては、日々の食事について事業者さんが対応できなかったという既成事実化ということではなくて、土日もどのようにしたら事業者さんに対応してもらえるか、あるいは新しい事業者さんというか、土日だけ別なことを考えるとかも含めてですけれども、そういうことの考慮できる、復活できるような予算、年間予算で立てることはできなかったのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予算につきましては、基本的にはまず現在の利用状況を踏まえながら予算計上しております。今後につきましては、新たな事業所ということになりますと、それについては補正予算で計上ということで考えております。

委員長 中村ひとみ君。

4番 私からは、21ページの認知症地域支援推進員237万2,000円ですけれども、こちらの推進員の数と、あとは配属の状況を教えてくださいか。

委員長 ページ数は、何ページになる。

4番 すみません。18ページです。3款の認知症総合支援事業費です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、18ページの認知症地域支援推進員についてお答えいたします。

新たに今年度会計年度任用職員として募集を図るもので、一応こちらについては推進員を1名募集しております。まず、週に5日程度勤務をしていただいて、1日6時間程度という形で今のところ募集を図っているところになります。

委員長 中村ひとみ君。

4番 そうしますと、週5日で内勤、もちろん町内を回るという形の業務になりますでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 認知症地域支援推進員につきましては、町内を回るというようなご質問だったのですが、そちらについても地域を回りながらということもありますし、あとそれから相談業務というところを受ける、それからあと例えばケアマネジャーさんだったり、それから地域の方々からちょっと認知症の方の相談を受けた際に医療につなげるだとかのアセスメントということもありますし、それから認知症カフェを昨年から社会福祉協議会さんと連携して進めておりますけれども、そちらについての運営だったりということを今いろいろと考えているところ です。

全般的に認知症高齢者が増えてきているということもありますので、そちらについて皆さんに地域でご理解をいただけるような施策を進めたいと考えていたところになります。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案第30号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時04分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは2款総務費、町税など歳入です。税務課長より予算の概要説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 皆さん、ご苦労さまでございます。税務課、宇都宮と申します。現在税務課では、申告相談が行われていまして、今週終盤を迎えております。職員総出で対応しているため、補助員なしで頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、予算書抜粋版、歳入歳出明細に基づき、歳入から説明させていただきます。2ページをお開きください。初めに、個人町民税の均等割は、前年度比137万2,000円減の679万5,000円、所得割は前年度比1,932万円減の1億2,833万3,000円、合計1億3,512万8,000円を見込んでおります。減額の主な理由は、均等割では東日本大震災を教訓とした防災施策に係る財源確保のための均等割の税率の引上げが終了したことによるものです。所得割では、令和6年度の個人住民税、いわゆる定額減税が実施されることにより、個人住民税分1,653万1,000円の減を見込むものです。

次に、法人町民税の均等割は、令和6年度の申告対象事業所を8法人増の124法人と見込んだものの、前年比約200万円減の1,203万9,000円、法人税割は前年度比約150万円増の669万3,000円、合計1,873万2,000円を見込んでおります。

次に、固定資産税については、現年課税分、滞納繰越分合わせて前年比約288万円増の2億2,393万1,000円を見込んでおります。現年課税

分の内訳は、土地分で4,252万9,000円、家屋分で1億1,590万円、償却資産分で6,448万8,000円となっております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、国や県等地方公共団体がその固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金であり、主に岩手県企業局や東北森林管理局等から交付されるもので、3,395万2,000円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、環境性能割と種別割の2つの区分となっており、環境性能割、いわゆる自動車取得税といったもので93万3,000円、種別割は原動機付自転車や軽自動車等で現年課税分、滞納繰越分合わせて前年度とほぼ同額の2,263万4,000円を見込んでおります。

3ページを御覧ください。たばこ税でございますが、前年比207万円増の2,089万9,000円を見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、前年比12万3,000円増の424万7,000円を見込んでおります。参考までに、入湯税の用途については、別冊の予算説明書10ページに記載してありますので、後ほど御覧ください。

以上が歳入予算の町税に係る部分について説明させていただきました。

引き続き、歳出について説明いたします。5ページをお開きください。2款2項1目の税務総務費でございますが、職員人件費のほか税務事務を円滑に行うための事務的経費等を計上しております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございますが、前年比192万5,000円減の1,424万3,000円となっております。6ページをお開きください。12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、町税における各税目の賦課並びに徴収を行うための事務的経費や、各税目の賦課と納付の管理をするための予算を計上しております。12節委託料、中段の

住民税基幹システム改修業務委託料68万5,000円は、歳入で申しあげました令和6年度に実施される個人住民税定額減税に対応した賦課計算を実施できるよう、個人住民税システムと申告支援システムの改修を行うものです。

以上で説明を終わります。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 入湯税について少しお伺いしますが、令和6年度の入湯税は12万3,000円増加ということですので、この辺りをご説明願います。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 令和6年度入湯税の12万3,000円増の理由ということでお答えしたいと思います。

まず、入湯税の積算としまして、令和6年度の予算については過去5年間、令和元年から令和5年、5年はちょっと見込みが入ります。10月から3月までは見込みの入湯者数の平均値に増減平均率、パーセントを掛けたものとなっております。

参考までになのですが、令和5年度、令和4年度については、いわゆるコロナ禍のときには過去5年間を平均しないでおりました。令和6年度の予算については、元年度から令和5年度、コロナが始まる前とコロナ禍の時期、それから令和6年については回復しつつあるだろうということで、従来どおり5年間の入湯者数の平均とさせていただいたところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 これについては、温泉宿泊と日帰りというのを大体かみ合わせた中でやっているということですが、具体的に数字から追っていったということですか。その辺お伺いします。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 まず、各旅館さんから出していただいた数字を月ごとに集計します。そ

れを全体で集計して、まずは月ごと、それから一般の宿泊、あるいは日帰り、あとは自炊の宿泊、自炊の日帰り、細かいデータを積み上げていって出しております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごと質疑を進めます。歳出、5ページ。

(なしの声)

委員長 6ページ。

唐仁原俊博君。

6番 6ページ、負担金、補助及び交付金の中の役務費、中頃です。コンビニ収納代行業務委託料が計上されていますけれども、これの詳細を教えてください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 コンビニ収納代行業務委託料8万円についてお答えしたいと思います。

コンビニ収納に係る代行業務ということで、株式会社しんきん情報サービスに委託しているものでございます。税務課の中には、固定資産税とか軽自動車税とつくものと、介護保険料とつくものがあります。税と料では言葉が違うということで、税について、固定、軽自、町県民税については6,000円掛ける12か月の消費税、介護保険料と後期の医療保険料、これも6,000円掛ける12掛ける消費税ということになってございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 これは、コンビニ収納ができるようになるための必要経費という認識でいいのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 そのとおりでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 それでは、コンビニ収納システム使用料との違いについて教えていただきたいと思えます。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 委託料と使用料の違いと
いうことでお答えしたいと思います。

委託料は、今お話ししたとおりでございますが、コンビニ収納システム使用料ということで、これはコンビニ収納に係るシステムを使用するものでございます。先ほどはしんきん情報サービスという会社のほうに委託しているのですが、これは収納画面と今回のコンビニの収納の情報を一緒にするために、一緒にしてシステムを使う使用料ということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 最後になります。最後のページ、ござい
ませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れとか
ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたし
ます。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひと
とまず終わりたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への審査をひとまず終了し、本
日の日程を終了します。

明日は午前9時30分から学務課の審査を行
います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさま
でした。

午前11時18分 散 会